

駒場ラジオ体操会会則

(名称)

第1条 本会は「駒場ラジオ体操会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、駒場運動公園での自由参加のラジオ体操を通じて、お互いの健康増進と親睦を図り、もって活力ある地域社会作りに貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (ア)年間を通じての早朝ラジオ体操の実施
- (イ)夏期子供ラジオ体操会に対する指導援助
- (ウ)維持会員総会・懇親会の実施
- (エ)全会員による「懇親の集い」の開催
- (オ)会員名簿の発行
- (カ)広報紙「駒場だより」の発行
- (キ)その多目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 体操会の参加者を持って会員とする。

(維持会員)

第5条 本会に維持会員制度を設ける。

- 2 維持会員は、会員の中から推薦されたものとし、維持会費を負担する。

(役員)

第6条 維持会員の互選により、次の役員を選任する。役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- (1)会長 1名 (2)副会長 2名 (3)事務局 2名
- (4)会計 2名 (5)幹事 若干名 (6)監事 2名

(役員職務)

第7条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、必要な場合に会長職務を代行する。
- (3) 事務局は会の事務を統括する。
- (4) 会計は会費、金銭の收受その他を統括する。
- (5) 幹事は協調して事業の実施推進にあたる。
- (6) 監事は会務、会計を監査する。

(会議等)

第8条 維持会員総会は年1回、役員会は必要に応じ、それぞれ会長が召集する。

(定足数)

第9条 会議は、出席有資格者の3分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(経費の構成)

第10条 本会の経費は、会費(維持会費・特別会費)、寄付金その他の収入をもって当てる。

(会費)

第11条 本会の会費は、役員会を経て維持会員総会で決定した額とする。

- (1) 維持会費 年間600円(月額50円) ただし維持会員のみ
- (2) 特別会費 懇親会等特別行事への参加費で、当該事業参加の会員からその都度定められた会費を徴収する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(連絡事務所)

第13条 本会の事務所は、会長または事務局の住所に置く。

(補則)

第14条 本会則は平成7年4月1日から施行する。